

- ◆ 「特別非常勤講師」は、教育職員免許法第3条の2に定められる「教員免許を要しない非常勤の講師」です。定期的、継続的な採用（任用）ではありません。各種社会保険への加入も想定されません。現に就いている職をお辞めになる必要はございません。

- ◆ 「特別非常勤講師」は各区市町村教育委員会が採用（任用）する職です。時給（換算）は1,800円程度～4,400円程度の範囲で、教育委員会ごとに異なります。授業以外にも事前打合せ、授業前の準備、授業後の評価、事後打合せの時間で拘束されます。いずれの時間も原則として報酬を支給します。

- ◆ 「特別非常勤講師」としての活動について、現に企業等に所属する方は、当該企業宛てに『兼業』の事前届出が必要となる場合があります。また収入によっては各種納税（申告）も必要となります。これらのことについては御自身で要否を確認し、必要な手順をお願いいたします。

- ◆ 「特別非常勤講師」として受け持っていただく授業は年間の授業の一部であり、児童にとってかけがえのない時間です。
したがって、学習指導要領に基づいた授業を行っていただくこと、そして「担任の教員」が行う前後の授業と接続・整合を図っていただくことが必要です。
このため、「担任の教員」と必ず十分な事前打合せ・事後打合せを行い、用意した授業の計画に対する意見や指導上の配慮事項の引継ぎ（「進度を確認しつつゆっくり進めて欲しい」や「〇さんも授業に参加しやすいよう促してほしい」等）があれば丁寧に対応してください。

- ◆ 東京都教育委員会は、必ずしも、講座の受講を終えた方全員について、区市町村教育委員会への「特別非常勤講師の候補者」としての紹介をお約束するものではありません。また、「特別非常勤講師」としての採用（任用）や一定の収入を保証するものではありません。
採用（任用）は、教育委員会や各学校での面接等により決定されます。また、各学校でお任せしたい授業の時間や時期は異なり、募集の数にも限りがあります。紹介の打診を差し上げた際、面接や授業の日程について都合が合わない場合は、別の方に打診させていただく場合もあります。
こうしたことから、お一人に対して複数校を御紹介する場合もあれば、1校も御紹介できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

- ◆ 講座の受講完了後、「東京都教育委員会主催の講座を受講された方」として、個別に就職活動をされることについては一切制限等いたしません。例えば令和9年度以降、区市町村教育委員会で「特別非常勤講師」の募集があった場合、これに任意で応募していただくこともできます。
ただし、東京都教育委員会として、その身分の継続や採用時の待遇を保証するものではないことに御注意ください。
- ◆ 講座自体は無料で受講いただけますが、【オンライン講座】の視聴やリアクションペーパーの提出に必要な機材・通信費及び【集合講座】の参加に必要な交通費、筆記用具等は、御自身で準備・負担いただく必要があります。
- ◆ 特別非常勤講師に採用（任用）された場合、地方公務員法（守秘義務や上司からの命令に服する義務等が規定）が適用されます。
- ◆ 中学や高等学校の教員免許をお持ちの方は、当該教科について小学校の「時間講師」として勤務することも可能です。「時間講師」と「特別非常勤講師」では任用条件等が異なりますので十分御確認の上お申し込みください。
「特別非常勤講師」については、原則、教員免許をお持ちでない方を想定した制度であり、既に教員免許をお持ちの方については、「時間講師」へのお申し込みも御検討ください。

【時間講師に関する情報はこちら】

<https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/rj/>